《 資 料 》

壺屋焼物博物館構想（平成３年度）

壺屋焼物博物館建設事業の推進に関する協定書

壺屋焼物博物館構想

（平成３年度）

那覇市教育委員会

目　次

構想策定の経緯 ……1

1　壺屋焼物博物館建設の意義 ……2

那覇市総合計画の中での博物館の位置づけ ……2

まちづくりにおける博物館の役割 ……3

地域理解に貢献する研究施設として ……5

2　博物館づくりの理念 ……5

3　博物館の基本的役割 ……7

資料の収集 ……7

資料の展示 ……7

整理・保存 ……8

調査・研究 ……8

教育・普及 ……8

4　魅力づくり……8

5　博物館建設に向けて（検討事項と課題）……10

※原本に掲載されている写真・図等を一部省略しています。

構想策定の経緯

那覇市は、「自ら考え自ら行う地域づくり」事業として、「那覇市地域づくり推進事業計画」を策定している。それは、豊かな文化の息づく活力あふれるふるさとづくりをめざして、21 世紀に向けた都市づくりの戦略である７大プロジェクトごとに、主要構成事業を推進していくための事業計画である。

その中で壺屋焼物博物館建設を「グランドバザール那覇の創造」に資する主要構成事業として位置づけている。歴史的にも商都那覇を支える主要産業であった窯業の地、壺屋に焼物博物館を設置し、都市の記憶を刻みつけることが、歴史的商都としての風格を維持し、地域の再活性化を促進することになる。

そこで、本構想を策定するにあたり、事務所管を教育委員会指導部文化課に置き、構想検討委員会を設置して素案の作成作業にあたった。

壺屋焼物博物館構想検討委員会設置規程

↓

壺屋焼物博物館構想検討委員会

委員長　崎間　麗進（那覇市文化財保護審議会会長）
委　員　平良　邦夫（やちむん会会員）
〃　松島　朝義（陶芸家）
〃　山入端清治（アド・スタッフ社長）
〃　前原　信達（都市科学政策研究所所員）
〃　島袋　常隆（壺屋町民会会長）
〃　城間　康裕（沖縄陶器社長）
〃　真栄里泰山（那覇市企画調整室長）
〃　渡久地政吉（那覇市教育委員会指導部長）
事務局　那覇市教育委員会指導部文化課

↓

３回　開催

↓

壺屋焼物博物館構想（案）

1　壺屋焼物博物館建設の意義

文化を映すスクリーン

尚泰久王時代（1458年）に鋳造され、旧首里城正殿前に掛けられた万国津梁の鐘に印された銘文は、

「琉球国は南海の勝地にして、三韓の秀を鍾め、大明を以て輔車と爲し、日域を以て唇歯と爲す。この二つの中間に在りて湧出する蓬莱の島なり。舟楫を以て万国の津梁と爲し、異産至宝は十方刹に充満せり。地霊に人満ち遠く和夏の仁風を扇ぐ。」（下略）

と当時、海外貿易で活躍した琉球人が、資源に乏しい小島ながら朝鮮、中国そして日本やその他世界各国の文化を学びながら、文化国家を築き上げた歴史を物語っている。

特に、漆器、陶器、染物および織物など工芸の多彩さは、この狭小な島国にあって驚くべきもので、それは周辺諸国との文化交流の賜物であり、独自のものへと発展させてきた先人の天性である。

伝統工芸として、今なおその多様な器形、あたたかな色調、おおらかな文様など多くの人々に愛される沖縄の焼物には、そういった文化交流の歴史が如実に反映されており、また、先人の築き上げた生活文化を映しだすスクリーンとして、焼物ほどドキュメンタリーなものはない。

ボーダレス時代といわれ、国際化社会へと移行する今日、我々が拠って立つ沖縄文化を相対的に理解することが必要である。それは、国際化の中で異文化を理解していくことであり、その上に新たな関係を築き上げていくことでもある。

ここに、焼物をとおして先人の偉業を評価し、つぎなるライフステージへと発展させる創造の場を用意する。

那覇市総合計画の中での博物館の位置づけ

個性豊かな文化都市の実現

本市は、「平和都市」「生活都市」「文化都市」の建設を目標に掲げ、個性豊かな都市づくりを推進している。その中でも、文化都市づくりの理念として「伝統的な文化は、民族のバイタリティのあらわれであり、明日の文化を築くエネルギーである。那覇を中心とした沖縄の民俗文化は、日本文化の古いすがたをとどめるものであり、同時に東南アジア諸国との歴史的な交流を示すものである。私たちは、この独特な文化を重視し、これを発展的に継承し、近代文化と調和させ、個性ある文化都市の実現をめざす。」ことを謳っている。また、生活都市づくりの中でも、余暇時間の増大に伴い、ライフサイクルに応じた、質の高い生活空間を提供していくことが必要である。さらに、異文化との相対的理解を深めることは、平和都市の実現にほかならない。

このことから、那覇21世紀への7大プロジェクトに掲げる「歴史・文化都市の建設」「グランドバザール

那覇の創出」「ライフサイクル都市の確立」「水辺の再生とみどりのネットワークづくり」に貢献するものとして、この博物館建設を推進する。

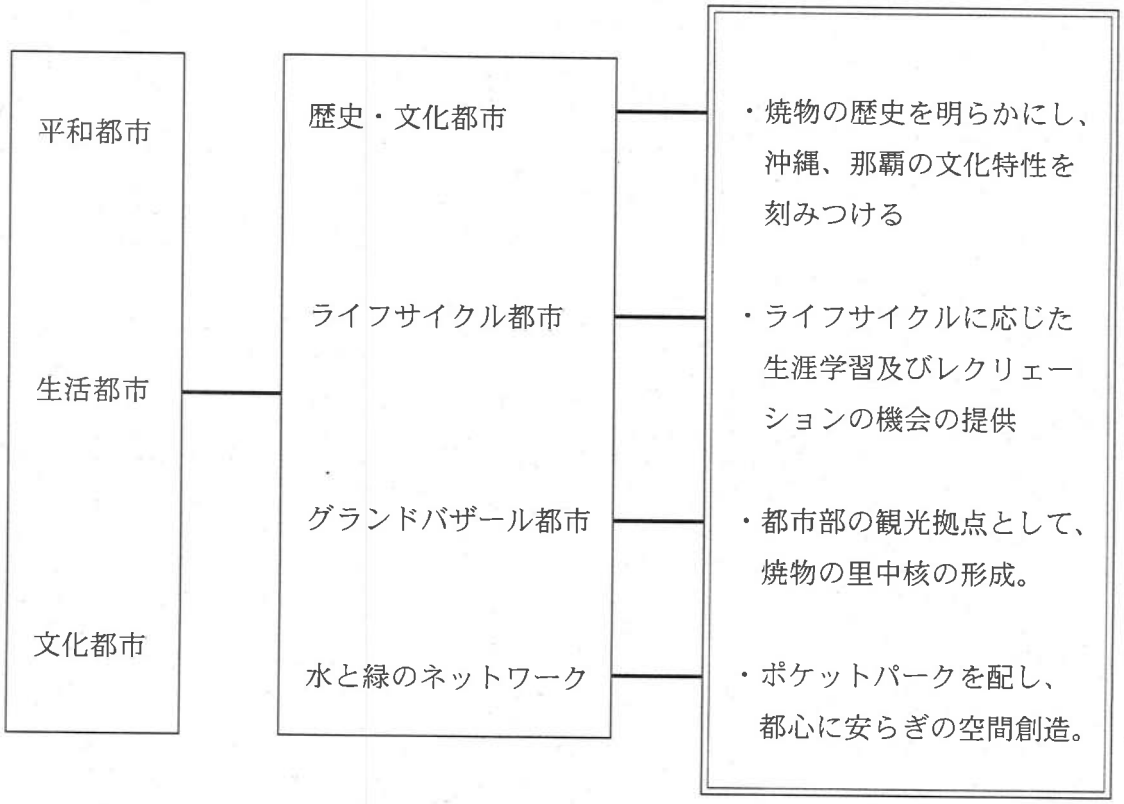

まちづくりにおける博物館の役割

壺屋のシンボル

本市は、新都心地区や都市モノレールの整備など、大きな都市構造の転換期を迎えている。また、あわせて海浜部の開発や更新、国際通りを中心とする都心部の再整備や首里城公園整備による首里城の復元は、都市の骨格を形づくる重要な事業である。

国際通りを中心とする現在の都心部は、戦後めざましい復興をとげる中で形成されてきたものであり、急激なモータリゼーションや過度の密集、そして施設の老朽化による生活、商業環境の悪化が著しい。その再生にあたっては、地域拠点を計画的に形成し、そのネットワークを確立していくことが整備の骨組みとなり、その地域拠点を中心として面的な市街地再生を図るということが必要となっている。それが、久茂地一丁目市街地再開発事業であり、牧志・安里地区再開発計画であるし、都心部東端にあたる壺屋地域の再整備である。

王府時代、那覇近郊の農村であった壺屋地域も戦後の復興の中心となり、現在では都心部に唯一昔の面影を残す貴重な地域となっている。壺屋が壺屋らしさを残し、如何にその特性をまちづくりに活かすことができるかが、高度化、都市化していくこの那覇において重要な課題である。

そこで、古くからの陶器生産地として、今なお絶やさないその窯の火を壺屋のシンボルとして、都心部の拠点を形成していくことが再生への手掛かりとなる。

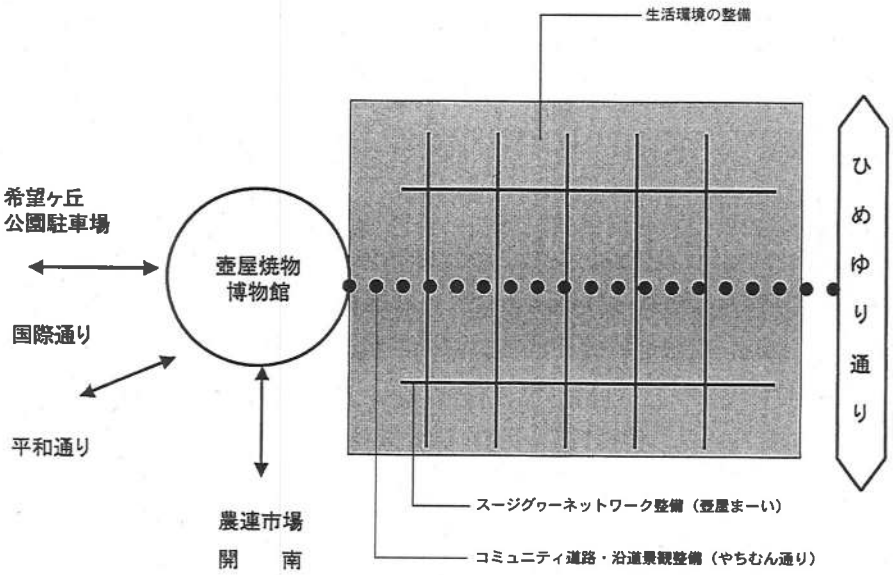

周辺整備計画との関係

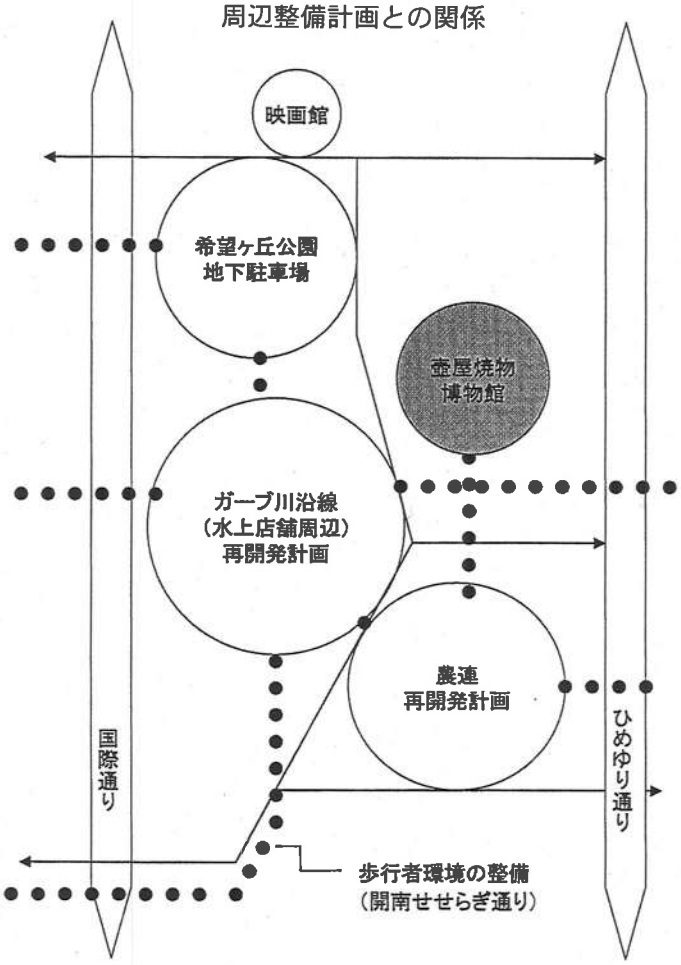

地域理解に貢献する研究施設として

陶磁史研究の中核づくり

歴史をひもとく上で重要な手掛かりとなるもののひとつに焼物がある。焼物は、先史時代から人々の生活の傍らにあり、それらは永久的に形を残す。遺跡から掘り出される焼物片は、時代考証に大きく影響し、その一片からその時代の生活や文化、地域外との交流が解き明かされることも少なくない。事実、先史時代の編年は発掘土器によるものであるし、現に沖縄でもグスク時代の海外との交流史は、中国や朝鮮、東南アジア産の陶磁片の出土が、それを裏付けている。また、海外陶磁の影響を受けつつ変遷してきた沖縄の焼物史も時代を特徴づけている。

人類の歴史の中で焼物は一貫して生活の傍らにあって、その社会、文化、生活様式を映す鏡として貴重な文化遺産である。それを収集・整理して研究することは、焼物についてだけでなく、歴史の全体像を究明していくのに欠かせない。

1986年より沖縄県教育委員会は、朝鮮人陶工に指導を受けたとされる湧田焼の古窯群跡の一部の発掘調査を実施している。そのとき発掘されたのは瓦窯であるが、古文書等に伝えられていた湧田の地において初めての古窯発掘であり、窯業に関する一体的施設の確認や壺屋統合以後も湧田窯の存続が確認されたことなど、きわめて実証的な調査であった。

石垣市においては、湧田から陶技指導に渡ったとされる陶工の開窯とされ、湧田や壺屋初期とみられる古窯が発見されたことで沖縄の陶磁史上、重要な部分に迫っている時期である。その他、湧田古窯群の一部とみられる壺川での物原発掘や壺屋における古窯の発掘調査が本市教育委員会で実施されていることなど、これまで明らかでなかった歴史の部分を実証する新たな展開が期待されている。

これまでの沖縄における陶磁史研究は、重要とされながらも個人研究者の努力によるところが大きかった。しかし、これからは、公的機関による集中的な検証を進めることが、地域理解を深めるのに効果的であり、文化の創造に、よりインパクトを与えることができよう。

2　博物館づくりの理念

焼物が語る世界の中の沖縄・壺屋

沖縄各地のグスクから出土する輸入陶磁器から、競って海外交易に乗り出した地方豪族・按司たちの歴史を垣間見ることができる。大交易時代には、明との朝貢貿易を軸としたアジア各地との交易が陶磁器を含む多くの文物を琉球にもたらしている。

また、薩摩入り後、朝鮮人陶工を招聘し、湧田の地でその技術を伝授させたり、主要産業として王府直轄の窯業地・壺屋を開窯したことなど、焼物史は、如実に社会情勢を反映している。庶民の生活史においても、日用雑器から水甕、油甕、酒甕あるいは沖縄独特の厨子甕などから、時代の価値感を読み取ることができよう。

特に技術の粋をあつめた壺屋については、脈々と歴史を営んで現在に至る。その壺屋を知ることは那覇を知ることであり、沖縄を知ることである。そのためには、輸入陶磁に込められた価値感をも読みとり、沖縄の焼物との相対的な関係を知ることが必要である。

そういった往時の器種や器形、色調、文様が語りかける時代の価値感に耳を傾けたい。

生活を刺激する

人が火を使い、土を成形、焼成して土器をつくりはじめてから、常に焼物は我々の傍にあり、文化を映してきた。その素材、色、形は多種多様であり、多くの産地や時代ごとに特色があると同時に、その使い勝手にも様々なバリエーションがある。

沖縄・壺屋の焼物原風景をとおして作り手は新たなイマジネーションをかきたて、使い手は陶磁器への価値感を新たにする。館は豊かな生活文化を築く刺激の場でありたい。

情報発信地

沖縄で出土する輸入陶磁器および近世琉球陶器については、個人としてあたる研究者と県・市町村教育委員会による調査・研究が進められている。陶磁史研究は、歴史研究の中核であり、本博物館がその研究に参入することによって新たな研究体制づくりが可能となる。その中で、館は情報収集とその整理・保存に努め、情報バンク、発信地としての中核を担う。

また、優れた文化遺産としての陶磁器を収集し、適正な環境のもとで保存していくが、陶磁器が発信する様々な情報を的確に捉え、他の研究機関、研究者の拠り所となる。

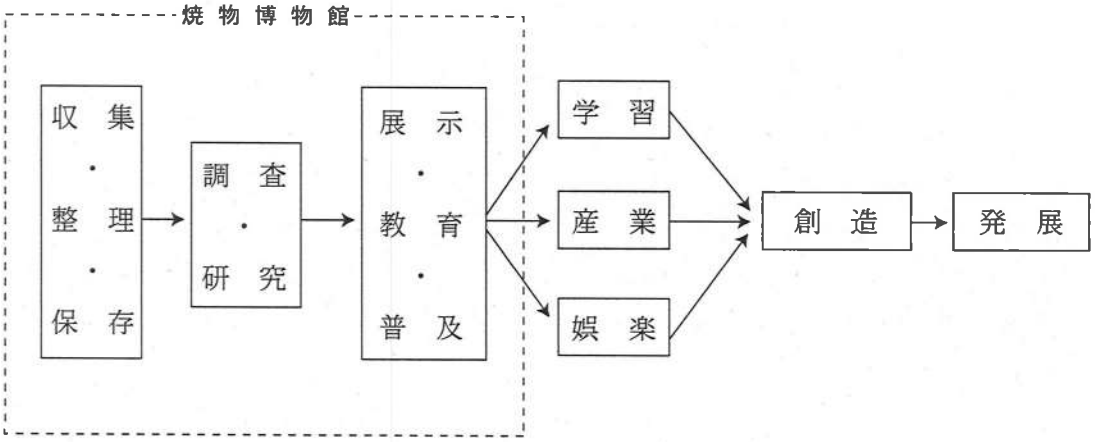

3　博物館の基本的役割

資料の収集

古陶磁・道具・材料

＜収集方針＞

館の理念を実現し、展示、整理・保存および調査・研究に必要な次の資料を収集する。

① 沖縄・壺屋の近世から現代までの、時代を象徴するような陶器。

② 沖縄の焼物に関係の深い県外、海外の陶磁器。

③ 陶磁史の研究に必要な発掘調査資料。

④ 沖縄の焼物生産道具類および材料。

⑤ その他陶磁史研究に必要な補助資料。

＜収集方法＞

① 採集、発掘、購入、寄贈、交換、寄託、借入および製作による。

② 収集にあたっては、必要に応じて専門家による委員会を設置し、意見を聴取する。

③ 十分な調査・研究にもとづいて、計画的収集に努める。

④ 購入にあたっては基金制度を確立し、迅速性および確実性を図る。

資料の展示

見る・聞く・触れる

わかりやすい展示となるよう留意するとともに、五感に刺激を与えることができるよう工夫を凝らしたものとする。必要に応じて、オーディオビジュアル機器を利用する。

① 常設展示

（Ⅰ） のぼり窯遺構、湧田瓦窯、発掘資料、窯の種類・構造・規模の解説パネル

（Ⅱ） 沖縄の焼物の歴史パネル（世界の中の沖縄）

（Ⅲ） 沖縄の古陶、沖縄出土の輸入陶磁器

（Ⅳ） 海外の古陶磁器とその生産地の解説

（Ⅴ） 壺屋の近代陶器（上焼、荒焼）、生産道具類および材料

（Ⅵ） 壺屋の民俗行事と地名、言語および古地図（生活史）

② 企画展示

（Ⅰ） 日本の古陶磁器展　（Ⅱ） 中国の古陶磁器展　（Ⅲ） 朝鮮の古陶磁器展

（Ⅳ） スワンカローク陶磁器展　（Ⅴ） 沖縄の古陶展　（Ⅵ） 古窯発掘展

（Ⅶ） 近代名品展、その他 etc...

整理・保存

取り出せる・見せる

① 収集した資料は適正な環境のもとに整理し、保存する。

② 特に収蔵資料については、できるだけ活用を配慮した整理を図る。

③ 借用資料は、館蔵品以上に管理および保存に留意する。

④ 他館蔵の関係資料についてもその所在を整理・公開する。

調査・研究

実証・蓄積

① 調査・研究は、館運営の骨子であり、その成果を展示及び教育・普及活動に活用していくものとする。

② 沖縄の焼物に関し、歴史を解明するため必要な実証をおこなう。

③ 関係資料の所在を調査し、情報センターとして情報の蓄積に努める。

④ 科学的な実証を得るための機器を整備し、研究センター機能の充実に努める。

⑤ その成果は、広く市民に還元し、市民や個人研究者と広く情報交換ができるシステムを確立する。

⑥ 調査・研究の要となる学芸員の確保と養成に努めるものとする。

教育・普及

情報発信・学習

① 焼物に関する情報センターとして、市民各層による有効活用を促進する。

② 地域と協力して焼物と地域の歴史に関する認識を深め、地域づくりをバックアップしていく。

③ 焼物の歴史に関する各種講座や講演の機会を提供、あるいは後援し、伝統工芸の発展・継承に努める。

4　魅力づくり

体感的な空間の創造

この館は、モノを通して歴史を研究し、体感していくことが目的である。そこにモノが置かれているだけでは十分ではない。来館する研究者や市民が、よりその目的にあった環境の中で過すことができるように配慮しなければならない。つまり、研究者や市民がモノと十分な対話を交わすことができる空間づくりをめざす。

＜来館者のための環境づくり＞

（Ⅰ） 小広場・・・導入、滞留、案内－・ふところ
・館への興味を喚起、予感
・くつろぐ、やすらぐ、待合
・館への誘導

（Ⅱ） ホール・・・期待、接客、案内－・館の概要、展示への期待
・歓待
・親しみ、心の準備

（Ⅲ） 通 路・・・展示の導入、期待 －・歩き易さ、障害者への思いやり
・展示の予感
・期待感の高揚

（Ⅳ） 展示室・・・モノとの対話 －・五感にはたらきかける仕掛け
・気を静め、思考する
・心地良さ

＜研究環境づくり＞

研究室・・・モノとの対話、執務 －・柔らかい空間
・オフィス機器の適正配置
・創造的環境

記憶と再生

歴史を忠実に記憶していく博物館の基本的性格に加え、記憶を再生するのが工房である。

生産の現場を館内におくことで、過去から現在という時間軸と記憶から再生という創造の過程を目の当たりにすることができる。これほどドラマチックな展開はない。

工房活動と市民の体験学習をシステム化できれば、さらに焼物との対話が楽しくなる。

心地好い刺激と安らぎ

安らぎを感じる展示や展示空間と心地好い刺激、意外性のある展示や展示空間をリズム良く配することによって、好奇心と知覚の高揚を促す。

また、訪れるごとに僅かな変化があり、新鮮さを感じさせる刺激づくりが求められる。

壺屋のシンボル

壺屋のシンボルとして地域、来訪者に心地好い心証を与えることがイメージづくりに欠かせない。

建築デザインが優れて感銘を与えることはもちろんのこと、登り窯、歴史的井泉、御嶽・拝所、石垣、etc・・・分節された地域イメージをつなぎ留め、予感させることが必要であろう。これからの壺屋はこうありたいと願う気持ちを具現化できるのが、シンボルとしての建築である。

5　博物館建設に向けて（検討事項と課題）

施設の位置の検討

本市の中心部となっている壺屋において、新たな公共施設用地の確保はかなりきびしい。しかし、本館は壺屋にあってその存在意義を何倍にも強めるものであることから、比較的まとまった町民会有地の利用を検討する。

この場所は、戦前にはのぼり窯があり、窯跡の保存状況によっては施設の一部にとりこんで、窯跡博物館として特色ある展示が可能である。また、古窯の発掘調査は、壺屋焼の研究に願ってもない機会であり、本館事業の序章にふさわしい。

ただ、現在でもフェーヌカマの火をともし続ける沖縄陶器の工房を共生させることが、土地利用の条件でもあり、壺屋の代表的な技法である荒焼を継承・発展させることも必要である。

① 土地利用システムの検討・・・用地確保の手法について検討する。

② 壺屋町民会、沖縄陶器と土地利用について協議と合意形成を進める。

③ やちむん通りからのアプローチ、町民会館と共同利用できる小広場および駐車場を確保する。

※周辺整備の課題
- □壺屋町民会館と個人駐車場の共同的一体的整備 ――― 町民会館建設
- □のぼり窯周辺の見学路、ポケットパークの整備 ――― 文化財環境整備
- □やちむん通りの歩行者環境の整備 ――― 道路建設事業

用地決定までのフロー

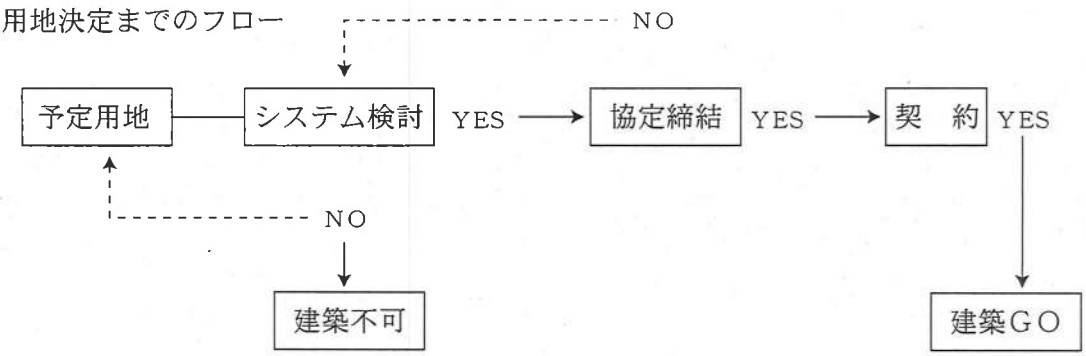

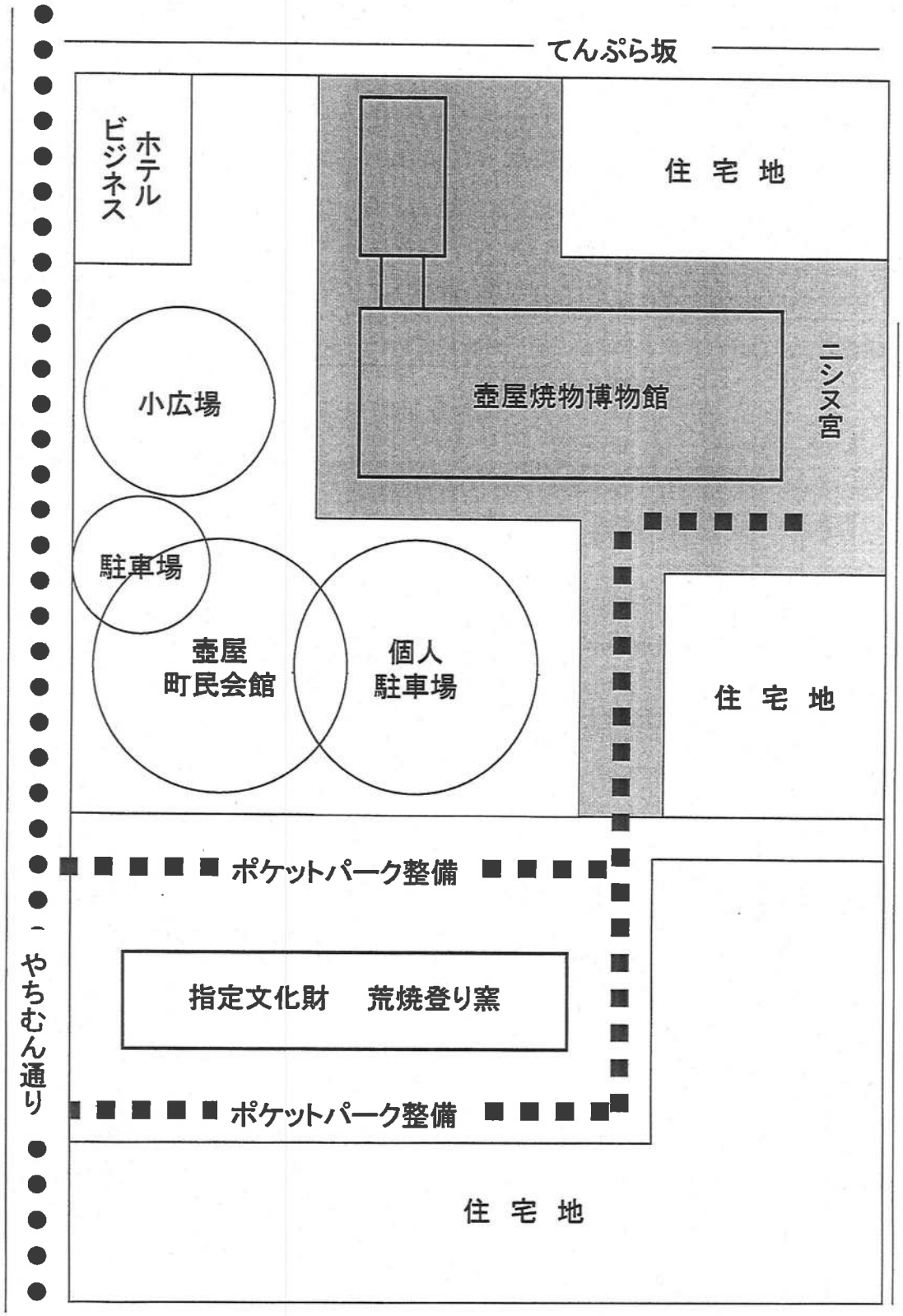
てんぷら坂
ホテル
ビジネス
住 宅 地
小広場
壺屋焼物博物館
ニシヌ宮
駐車場
壺屋
町民会館
個人
駐車場
住 宅 地
ポケットパーク整備
指定文化財　荒焼登り窯
ポケットパーク整備
住 宅 地
やちむん通り

規模の検討

博物館の規模は、その種類や設置主体によって様々であるが、博物館法の設置基準では、市町村立博物館において2,000㎡（登録審査基準：50坪以上）となっている。

ただし、陶磁器類の専門博物館（全11館の平均、5,000㎡以上の大規模2館は除く）では、965.7㎡となる。（有田陶磁器美術館・水野古陶磁館・穂高町陶芸会館・岐阜県陶磁資料館・土岐市美濃陶磁歴史館・豊蔵資料館・常滑市民俗資料館・信楽伝統産業会館・大阪市立東洋陶磁美術館・丹波古陶館・岡山県備前陶芸美術館）

1,300㎡程度の陶磁器博物館を見ると次の様な面積配分になっている。

岐阜県陶磁資料館（昭和63年4月開館、述べ面積1,350㎡）の例

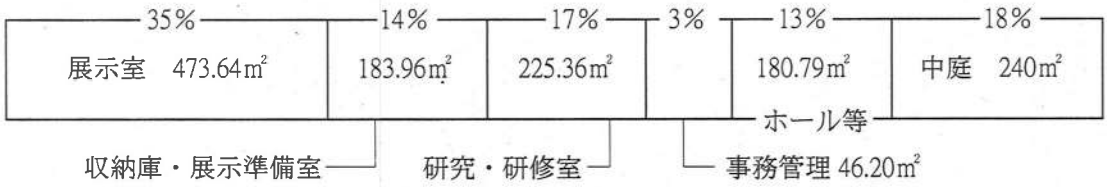

沖縄県立博物館において、展示面積1,590㎡のうち、美術工芸展示は265㎡、陶磁器収蔵庫は11㎡であることから、岐阜県陶磁資料館の規模で、絵画、漆器、紅型・織物、書籍を割り引いて7～8倍の陶器類展示機能を有することとなる。

壺屋焼物博物館規模を1,300㎡前後とし、観覧に要する時間を30～40分程度とした場合の展示室(500㎡以上)、工房設置を前提とするとき、左表の面積配分が標準となろう。

規模のわかりやすい小学校1教室(64㎡)と比較する

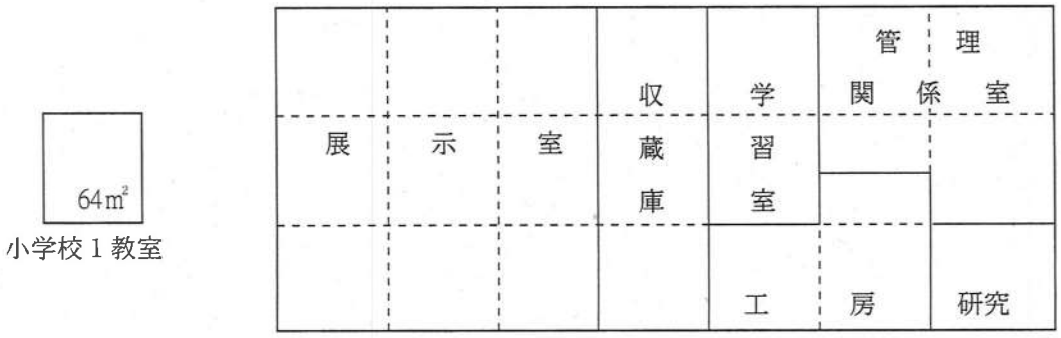

壺屋焼物博物館規模検討表

展　示　室	600.00 ㎡	古窯、近世・近代陶器、輸入陶磁、壺屋民俗
収　蔵　庫	180.00 ㎡	展示準備室を含む
学　習　室	128.00 ㎡	図書資料室を含む
工　　房	160.00 ㎡	体験学習機能の併存検討
研　究　室	64.00 ㎡	職員４人体制を想定
管理関係室	220.00 ㎡	ホール・受付、ＷＣ、倉庫、機械室、階段室等
合　　計	1,352.00 ㎡	

	短期的課題（施設整備）	長期的課題（施設運営）
① 展示室	連続感を途切れさせない動線処理 可変性の付与、管理性の検討	新鮮さを保つための展示方法・内容等 についての改装
② 収　蔵	研究者等への開放化、展示室への 収蔵スペース整備	民俗・考古関連資料について将来 整備施設（民俗博物館・埋文センター等）への収蔵
③ 工　房	管理形態、観覧者と工房従事者の 動線処理、体験学習機能の付加	工房業務内容に関する協議・後継者の育成
④ 学習室	会議用視聴覚機器の設置、図書保 存・閲覧環境の整備	収蔵図書による検索システムの導入

整備スケジュール

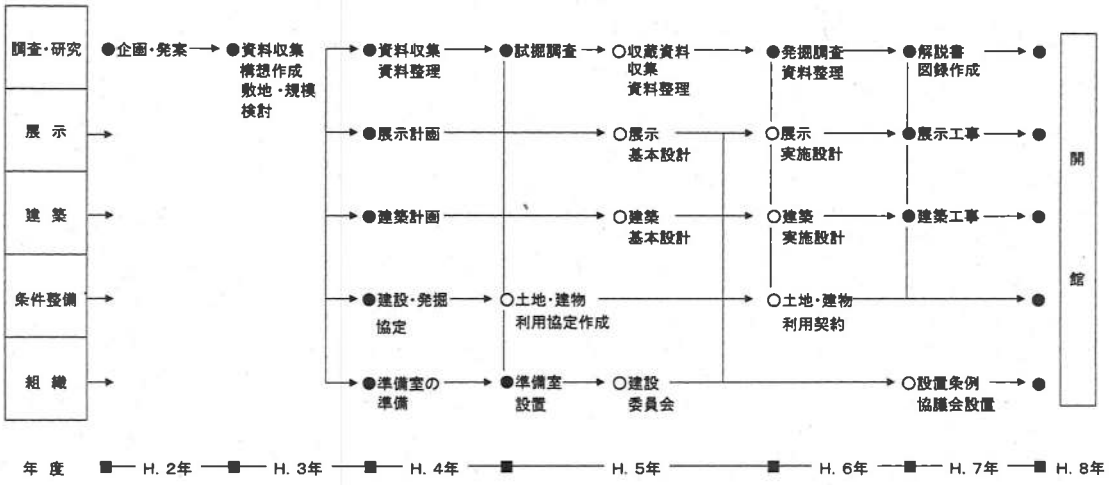

※資料の収集・整理については、専門員による計画的執行が必要であり、予算措置・人員配置計画によるスケジュールの決定が求められる。

組織

＜開館にむけて組織の整備＞

平成８年開館に向けて作業の流れは、前述の整備スケジュールに示すとおりである。資料の整理や収蔵資料を収集するのに平成５年度から準備室が必要になる。準備室は、開館までの全ての業務を執行することになるが、活動の主体となる学芸員の参加と組織づくりをおこなう事務職員の配置が必要となる。

① 調査・研究……資料の収集、既存資料の整理、古窯の発掘、展示資料の作成

② 展示……展示シナリオの作成、展示設計、展示工事

③ 建築……施設予定地の調整、建築基本・実施設計、建築工事

④ 組織整備……準備室の設置、設置条例の作成、各種委員会の設置、基金制度の確立

＜開館後の組織＞

開館後の組織体制は、学芸員２名(館長を含む)、事務職１名、受付１名とする計４名が最小限必要な構成と考えられるが、さらに詳細な検討を加え、必要な職種、人員の配置を決めるものとする。

また、館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる協議会を設置する。

設計競技の実施の検討

この博物館が観光、地域活性化、まちなみ整備の拠点として大きな効果を生み出すためには、優れた建築・展示デザインが必要である。

これまで、地域のシンボルとなってきた王城、寺院および庁舎などの公的施設は、どれも時代の文化を表現する優れた建築物であるし、まして都市景観形成地区指定を検討する地区における公共施設として、建築デザインはきわめて重要である。

そこで、設計者選定については、従来の入札制度によるよりも、設計競技による決定が望ましい。競技方法については詳細な検討を必要とするが、主として右に示すとおり。

表彰は、地域づくりの出発点として盛大なイベント（マチグゥーフェスティバル）を企画すれば、宣伝効果も高く、期待される施設となる。

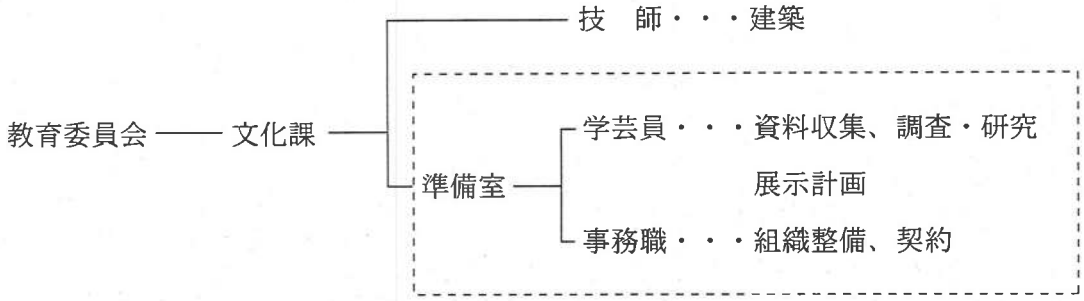

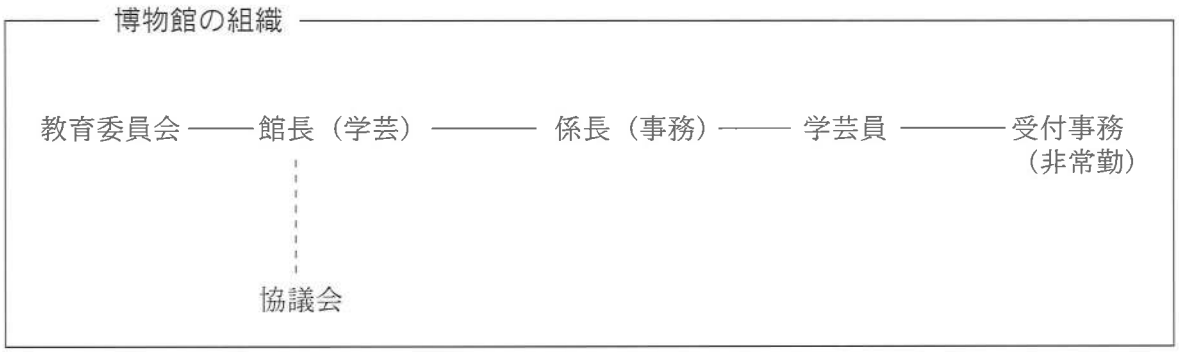

① 設計条件書作成 ―― 敷地条件、施設の規模・内容、展示条件の決定

↓

② 設計競技要項作成 ―― 募集・選定・表彰の方法、決定後の設計委託条件

↓

③ 選定審査会設置 ―― 業務内容、審査員、審査員の人数、報償

↓

④ 参加設計者氏名または一般公募

↓

⑤ 設計競技

↓

⑥ 審　　査

↓

⑦ 表　　彰（イベント） → ⑧ 設計開始

壺屋焼物博物館建設事業の推進に関する協定書

壺屋焼物博物館建設事業の推進に関する協定書

この協定書は、壺屋焼物博物館建設に関する事業（以下「事業」という。）の円滑な促進を図るため、那覇市教育委員会（以下「委員会」という。）、壺屋町民会（以下「町民会」という。）及び沖縄陶器（以下「沖陶」という。）、壺屋陶器事業協同組合（以下「組合」という。）との間に博物館建設に向けての基本的な合意事項を定めるものとする。

（事業目的）

第１条　この事業は、沖縄の焼物を収集、調査・研究し、市民に公開・展示する施設として活用するとともに、地域の文化活動の拠点として魅力的な博物館を設置することを目的とする。

（位　　置）

第２条　当該事業は、那覇市壺屋１丁目７９番地及び必要と認められるその隣接地においておこなう。

（実施体制）

第３条　事業は、委員会が行うものとし、町民会、沖陶及び組合は、事業の円滑な推進に必要な協力を行うものとする。

２　事業の実施に当たって重要な事項は、委員会、町民会、沖陶及び組合の協議により決定するものとする。

３　委員会は、事業の執行に必要な体制の整備及び予算措置を行うものとする。

４　委員会は、事業の進捗状況等について、町民会、沖陶及び組合から説明を求められたときは、速やかにこれに応ずるものとする。

５　町民会、沖陶及び組合は、事業の推進に必要な会議に出席し、委員会が必要な調査及び聴聞に応ずるものとする。

６　町民会及び組合は、会員相互の意思の疎通を図るとともに、事業に協力するものとする。

（整備方針）

第４条　博物館は、次の各号に掲げる方針に基づき整備するものとする。

（１）壺屋の焼物を中心に、広く沖縄の焼物を研究、収集し、公開・展示するものとする。

（２）壺屋焼の伝統を内外に示し、壺屋の文化的拠点となる施設とする。

（３）壺屋のまちづくりのモデルとなるよう周辺環境の向上に寄与するとともに、美しい施設として整備する。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、委員会、町民会、沖陶及び組合において協議し、定めるものとする。

この協定の締結の証として本書４通を作成し、委員会、町民会、沖陶及び組合が記名押印し、各自１通を保有する。

平成　５年１０月　１日

那覇市教育委員会　　教育長　嘉手納良敏

壺屋町民会　　会長　島袋吉[illegible]

有限会社沖縄陶器　　代表　桃間康裕

壺屋陶器事業協同組合　　理事長　新垣[illegible]